

1. 「発災後から賃貸型応急住宅への入居の募集開始まで」のフェーズにおける事前準備

しておくことが望ましい。

- ⑤ 告示に規定する支出できる費用の範囲内で、災害の規模、用地の状況、地域の気候等を考慮して、応急建設住宅の規模、災害の規模や用地の状況等に応じた工法（プレハブ・木造等）や仕様について、平常時から関係団体と連携して検討・調整しておくことが望ましい。
- ⑥ 大規模災害発生時には、圧倒的な住宅の不足により、大量の応急建設住宅が求められることから、一般社団法人プレハブ建築協会との協定に加えて、木造建築事業者等の関係団体とも協定を締結しておくことが考えられる。この場合において、関係団体との協定締結に当たっては、当該団体の供給能力、供給体制、供給可能な仕様、入居後の維持管理や補修・改修等を行う体制等を考慮することが望ましい。

（4）被災者の状況に応じた適切な支援

- ① 被災者自身が、住まいに係る支援策の中からニーズに合った支援策を選べるよう、市区町村と連携し、被災程度に応じた支援策や申請様式等について、平常時から整理し、住民に対して情報提供を行うことが望ましい。
- ② 大規模災害発生時には、応急仮設住宅の入居期間が長期間に及ぶことが想定されることから、市区町村やNPO等の取組とも連携しつつ、その地域に住み続けたいという被災者に対して、住まいの確保に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復等の生活全般にわたるきめ細かい支援を行うことが望ましい。
- ③ 災害救助法の救助期間の終了に伴い、広域避難している被災者も含め、円滑に住まいの再建に移ることができるよう、市区町村と連携し、被災者の属性や居住形態に応じた支援策を講じることが望ましい。例えば、応急建設住宅の再活用も含めた低廉な住宅再建モデルプランの提示、住宅再建に対する融資制度（リバースモービージ型のローン制度を含む。）や子世代との同居支援等の具体的かつきめ細やかな支援プランが考えられる。

（5）災害への備え、自力再建の促進

- ① 平常時における住宅の耐震化、保険・共済への加入等の事前の対策や、発災後の住宅の補修などの自力再建策について、住民があらかじめ知り、理解しておくことができるよう、市区町村や自治会等の地域コミュニティとも連携しながら、様々な情報を平常時から提供しておくことが望ましい。
- ② 被災した住宅の修理や解体、建替え・購入等に際し、自力再建を促進するために必要となる法律、建築、金融、税制等の幅広い分野について相談できるよう、市区町村と連携し、被災者が法律・建設・不動産・金融関係の専門家・事業者等とワンストップで相談できる総合相談窓口の設置をあらかじめ検討しておくことが望ましい。

1. 「発災後から賃貸型応急住宅への入居の募集開始まで」のフェーズにおける事前準備

(6) 住宅の応急的な修理の迅速化等

- ① 災害救助法に基づく応急修理を含む住宅の応急的な修理について、災害発生後に速やかに開始できるよう、平常時から、応急的な修理に係る相談体制について検討するとともに、市区町村や住宅・建築関係団体と連携し、応急的な修理に係る実施要領等の作成、当該団体との協定締結、事業者の指定等の準備を進めることが望ましい。
- ② 平常時から、市区町村と連携し、被災者が事業者を選ぶ際に参考となるよう、請け負うことができる工事の種類やリフォーム技術の向上等に関する研修の受講状況等の情報も盛り込んだ、住宅の応急的な修理に係る指定業者のリストを作成し、情報提供を行う体制を整備しておくことも考えられる。
- ③ 大規模災害発生時には、住宅の応急修理の件数がこれまでと比べものにならないほど膨大となることが予想されることから、手続の簡略化や協定団体への委託等による事務負担の軽減についても検討しておくことが望ましい。
- ④ 大規模災害発生時には建築技術者が不足するため、近隣都道府県等の事業者も活用し、迅速に応急的な修理を実施することについて、平常時から検討しておくことが望ましい。また、住宅・建築関係団体と連携し、広域ブロック等における事業者の融通・活用についても検討しておくことも考えられる。

(7) 復興まちづくりとの連携

- ① 復興まちづくりを円滑に進めていくため、市区町村と連携し、災害発生後に取り組むべき応急対策、復旧・復興対策の項目及びその方向性を事前に検討しておくことが望ましい。検討に当たっては、特に集合住宅・戸建住宅といった居住形態の動向や、若年層の大都市への移転など過去の大規模災害における広域避難から避難元市区町村への帰還の動向等も考慮することが望ましい。
- ② 地域内に活用可能な宅地がない場合、津波被害を回避する安全な高台での再建が求められる場合、個人が分散して再建すると地域コミュニティや家族・親族関係の維持の観点から問題がある場合は、地域単位での集団的な再建を重視し、まとまった形の宅地の供給が行えるよう、市区町村と連携し、平常時から候補地の選定を進めておくことが考えられる。また、地域内に活用可能な宅地や空き地が一定程度ある場合は、個人単位での自力再建の促進を検討することが考えられる。

(8) 業務体制の整備

- ① 大規模災害に備え、市区町村と連携し、災害対応経験のある現役職員や退職職員のリスト化、他の地方公共団体からの応援職員による支援を受けることを前提とした業務体制の構築に努めることが望ましい。
- ② 発災後にスムーズに広域応援を行えるよう、市区町村と連携し、平常時から広域ブロック等において連絡体制の整備、訓練の実施等を行い、「顔の見える支援体制」の構築に努めることが望ましい。